

(別紙3)

教育委員会担当課からの指示・依頼に基づく施策・事業等

- ブックスタート事業(20)
 - ・ブックスタート事業(18自治体)
 - ・ブックスタート(公民館中心に子育て支援センター、保健師、読み聞かせサークルに協力依頼)
 - ・ブックスタート、配本活動(町内保育所)
- 読み聞かせ事業(13)
 - ・子どもの本展示会、絵本読み聞かせ会など
 - ・児童ふれあい交流促進事業(絵本の読みきかせ教室)
 - ・読書活動の推進、読み聞かせ事業
 - ・絵本の読み聞かせ会(3自治体)
 - ・本の読み聞かせ事業(6自治体)
 - ・おはなし会など
- 子ども読書活動推進事業等(46)
 - ・子ども読書活動推進事業(12自治体)
 - ・共催で、子どもの読書活動推進に関わる事業を実施している。
 - ・地域子ども読書活動推進事業
 - ・子ども読書活動推進計画の推進拠点活動
 - ・子ども読書活動推進環境整備事業
 - ・子どもの読書活動推進についての連携事業
 - ・子ども読書推進計画、学校教育センター推進事業
 - ・「子ども読書活動支援プラン」の実現(H17.1策定)
 - ・子ども読書活動推進会議
 - ・子ども読書活動推進計画に基づく事業
 - ・子ども読書計画の策定にかかわる事業(教育委員会のみでなく子育て推進課との合同事業)
 - ・子ども読書活動推進計画の策定への参加
 - ・子ども読書活動推進計画の策定(13自治体)
 - ・子ども読書活動推進計画(10自治体)
- その他子ども向けの事業(19)
 - ・子ども図書館の開設
 - ・子ども向け広報誌発行
 - ・町の子どもたちに読ませたい200冊の本事業等
 - ・夏休み子どもフェア
 - ・障害のある子どもたちの読書活動推進支援事業
 - ・地域子ども教室事業(5自治体)
 - ・移動文庫一地域子ども教室(子どもの居場所づくり事業)開設に伴う事業
 - ・子どもの居場所づくりの拠点となるためのボランティア(母親)を中心に読み聞かせ、読書集会を実施すること(検討中)
 - ・子どもの居場所づくり事業
 - ・児童の放課後対策事業 わくわく放課後タイム・毎週火曜日 午後3時～
 - ・指定管理の協定書に「おはなしの会の開催、健診時に絵本を紹介する」など明記している。
 - ・子どもブック劇場(定期的なおはなし会の開催、親子対象イベントの開催)
 - ・子どものおはなし会
 - ・「子ども読書の日」「子ども読書週間」の事業
 - ・「子ども読書の日」記念事業
- 学校教育との連携等(30)
 - ・学校図書館の支援
 - ・学校図書館の支援、学校図書館補助員研修
 - ・子ども読書活動推進計画にもとづく学校図書館支援事業
 - ・学校図書館支援事業
 - ・学校図書館との連携。学校図書館支援センターの設置。
 - ・学校図書館支援センター推進事業(文部科学省事業)平成18年度から3ヶ年
 - ・学校図書館支援センター事業
 - ・一部既に実施している学校図書館支援について市内全域で実施することに。

- ・学校図書館との連携
- ・学校図書の支援（2自治体）
- ・学校への資料貸出
- ・学校との連携
- ・小学校への支援
- ・学校との連携・サービス計画策定
- ・町立小学校と連携した「読書集会」
- ・学校図書担当者連絡会を開催し、「子ども読書活動」を推進する。
- ・市内小学校への移動図書館事業の拡充
- ・小中学生の体験学習受入（絵本作り、お話し会）※小四以上、年間を通じて月1～2回、土日実施
- ・小学校への出張おはなし会、小学校巡回図書の選書
- ・学校図書館資源共有ネットワーク事業
- ・AVL事業・職場体験（中学生）施設見学（小学生）
- ・学校図書館及び学校図書館指導員等の整備・調整等
- ・読書感想文コンクール
- ・中学生社会体験事業
- ・小学校等への読み聞かせ
- ・中学生の体験学習・新任教員の体験学習
- ・読書調査研究（学校とのかかわり）
- ・学校図書館主任情報交換会
- ・旧学校週5日制事業

●教科書の展示等（7）

- ・市内小中学校教科書展示事業
- ・小中学校の教科書選定のための展示
- ・教科書展示会場として供与
- ・教科書の展示（3自治体）
- ・教科書センター管理・運営

●各種講習会・研修会等（27）

- ・図書館司書セミナー
- ・読み聞かせ研修会
- ・育児サロン事業の一環としての絵本の読み聞かせ及び読み聞かせの効用・やり方の説明等
- ・市民大学講座「絵本の読み聞かせ（基礎）」
- ・子育て支援講座・人権講演会
- ・教育パワーアップ出前講座
- ・担当課の講座開催時に資料展示協力、おとどけ講座「絵本とふれあおう」
- ・直営時代から行っている既存事業（おはなし会、本の交換会、つくってたべるおはなし会、文学講座、市童話発表大会）
- ・教員10年経験者地域交流体験研修
- ・現在、図書室の所管は教育委員会なので、自らの企画事業を実施。図書室まつり（毎年秋に開催）文化後援会・朗読劇・おはなし会他。
- ・県立施設開放文化講座
- ・町民文化講座の開講
- ・市民大学の講座担当
- ・パソコン教室
- ・自主事業（講座等）の開催
- ・市生涯学習フェスティバル
- ・まなびっく生涯学習講座の共催
- ・おはなし会
- ・ストーリーテリング入門講座
- ・講師を招いてのボランティア講座など
- ・「音訳ボランティア養成講座」、「ストーリーテリングボランティア養成講座」
- ・ボランティア養成事業
- ・生涯学習ボランティア育成
- ・学校図書館ボランティア講習会
- ・子ども読書ボランティア養成講座、言葉の力を高める研修会
- ・研修会受け入れ

- 読書推進事業（8）
 - ・図書先進県づくり推進事業
 - ・県民読書活動総合推進事業
 - ・読書活動推進町民会議の企画、運営
 - ・町の読書推進計画のようなもの
 - ・図書を考える会、子ども読書会議設置
 - ・おはなし会（読書普及奨励事業）
 - ・読書推進事業
 - ・読書活動

- 移動図書館、宅配サービス等（7）
 - ・遠隔地利用者返却サービス
 - ・本の宅配事業
 - ・希望者の家もしくは勤務先等に貸出・返却の宅配サービス、「図書宅配事業」
 - ・移動図書館が廃止され、それに替わるサービスとしてホームヘルパーサービス利用者を対象にリクエスト本の宅配サービスを平成19年度より実施予定
 - ・図書宅配サービス事業
 - ・移動図書館車配本事業
 - ・移動図書館

- 開館日の増加、開館時間の延長（4）
 - ・通年開館
 - ・祝日開館見直し検討及びサービスの向上に努める施策等の検討
 - ・開館日、開館時間の延長
 - ・開館時間の延長

- 子育て、家庭教育支援等（7）
 - ・子育てサポーター制度
 - ・子育て支援関係事業
 - ・子育て支援
 - ・家庭教育関連事業
 - ・家庭教育支援総合推進事業
 - ・家庭教育支援総合推進事業他
 - ・家庭教育支援事業

- 図書館の在り方検討（施設整備の実施を含む）（12）
 - ・「新しい県立図書館像」の検討
 - ・図書館のあり方検討会
 - ・図書館サービスの基本計画
 - ・生涯学習推進計画策定委員会
 - ・図書館建設計画
 - ・市新図書館建設費
 - ・中央図書館の分館を既存施設内に整備中
 - ・図書館リニューアル事業、分館整備事業
 - ・市教育計画に基づく「施設の整備」
 - ・市教育施設
 - ・図書施設ネットワーク整備
 - ・現在2Fにあるので配置検討

- 各種展示の実施（5）
 - ・人権啓発展
 - ・人権教育・関連テーマの展示等
 - ・「いのちとこころの教育週間」での資料の展示、事業
 - ・「戦争と平和を考える本」展。終戦記念日に平和に関する映画上映会・展示に合わせて（複合施設のため、文化ホール・展示室が同施設内にある）
 - ・古本市、図書館ギャラリー

- 各種イベントの実施（11）
 - ・生涯学習フェスティバルへの参加。フェスティバルの一環として図書館まつりを実施。
 - ・生涯学習フェスティバルでの本のリサイクル市

- ・生涯学習フェスティバル
 - ・市民生涯学習のつどい、社会教育施設長・担当者会議
 - ・生涯学習推進大会（大会の中で読書感想画展入賞者の表彰を行う。）
 - ・さわやか詩集表彰式等
 - ・図書館劇場
 - ・図書室祭り
 - ・文化祭
 - ・教育フェスティバル
 - ・愛ランドフェスティバル
- 図書館だより、PR活動等（6）
 - ・図書館の利用活用についての集団指導
 - ・図書提示、図書だよりの発行など
 - ・図書館利用促進のPR活動等（アンケート、学校訪問、など）
 - ・来館者を集める為の行事（おはなし会など）
 - ・開館記念行事
 - ・図書館支援事業
- 国、県等の委託事業等（4）
 - ・県教委等から関連事業の実施がある場合
 - ・国；県等委託事業
 - ・県費及び国庫の補助金事業
 - ・文部科学省委託事業「地域の図書館サービス充実支援事業」
- その他の事業（11）
 - ・市史の領布事業
 - ・「文化遺産プロジェクト」に関わる事業 ※図書館は教委図書文化財課と職員兼務
 - ・じげ自慢聞き取り
 - ・視聴覚ライブラリー、IT 図書館
 - ・体育、スポーツ事業についての協力
 - ・その道の達人派遣事業
 - ・県キャリア教育実践プロジェクト「キャリアスタート・ウィーク」
 - ・産業支援
 - ・学びの日制定（予定）
 - ・市民からの大規模な寄贈等の事業
 - ・条例、規則等の改定
- すべてが教育委員会立案の事業（8）
 - ・すべてが担当課の業務となる。
 - ・教育委員会社会教育係と兼務発令のため、すべての事業が教育委員会主催で実施している。
 - ・担当課が管理・運営しているため、立案は全て教育委員会。
 - ・全面的に教育委員会より指示。
 - ・図書室職員が常勤・非常勤にかかわらず臨時職員のため、担当係が行っている。
 - ・施策等については市、教育委員会の方針に基づいて実施。内容については事前協議が必須。
 - ・教育委員会の方針と重点に沿って年間事業の実施をしている。
 - ・公民館と一体なので。
- その他（4）
 - ・（現在は）なお、指示や依頼ということで実施する事業は少ないが、事業実施の際には、互いに検討しながら進めている。
 - ・図書・文化財課として、教育委員会事務局の組織の中に位置づけられているが、他の課から依頼を受けて実施している事業はない。
 - ・依頼、指示という形だけでなく、独自でも、本に親しみやすい環境を考慮しながら、ブックスタート、読み聞かせ事業、巡回図書、図書選定運営委員会、おはなし会などを行っている。
 - ・グループ制を採用している為、図書館に勤務している職員も社会教育課社会教育グループの職員である。